

社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬支給に関する規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬及びその支給方法は、この規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 報酬は、別表のとおりとする。

2 報酬の支払い時期は、次のとおりとする。

(1) 月額のもの、毎月14日から末日までの間

(2) 日額及び半日額のもの、職務に従事した日数に応じてその都度

3 報酬の始期及び終期は、次のとおりとする。

(1) 月額のものにあつては、その職についた日から日割り計算により支給する。

(2) 任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れたときは、その当月まで報酬を支給する。

(公表)

第3条 本会は、この規程をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、改正後の第3条及び第4条の規定及び改正前の第3条を削除する規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	報 酬 の 額
会 長	月 額 100,000円
その他役員	半日額 3,000円
	日 額 6,000円
評 議 員	半日額 3,000円
	日 額 6,000円
評議員選任・解任委員会委員	半日額 3,000円
	日 額 6,000円